

2024年3月

お客さま各位

淡路信用金庫

第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について

平素は当金庫に対し格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しております。このような情勢を踏まえ、顧客保護の観点から当金庫では、お客さまが暗号資産交換業者へお振込みをされるにあたり、下記の通り不正送金防止の為の対策を強化致しますので予めご了承下さい。

1. 振込資金を払い戻した預金口座（法人口座を含む）の名義と異なる依頼人名義でお振込みをされる場合は、お振込みをお断りさせて頂く場合がございます。
2. フィッシング詐欺被害に該当しないかなど不正送金(振込)の未然防止の為、送金(振込)理由を確認するとともに、必要に応じてエビデンス等の提出を依頼致します。

以上